

【第3部 戦時同志社史再考 — 世界史・地域史のなかの連鎖構造 —】

戦時同志社史再考 — 帝国史の視点から —

駒 込 武

はじめに

本論考は、1935～1937年の時期に同志社で相次いで起こった諸「事件」（神棚事件、国体明徴論文掲載拒否事件、上申書事件、チャペル籠城事件）の意味を帝国史的な広がりの中で再考し、『同志社百年史』の記述をどのように見直し、深めていくべきなのかということに関する手がかりをえることを課題としている。

ひとことで「戦時下」といっても、1937年の日中全面戦争以降に戦時動員が質・量ともに本格化することを考えれば、1935～1937年という時期は本格的動員の前段階における「地ならし」の時期ともいえる。同時に、丸山真男が「満洲事変」から二・二六事件にいたる時期を「急進ファシズムの全盛期」と性格づけたように、不安定な流動性に満ちた状況でもあった⁽¹⁾。戦時下の学問統制にかかわる共同研究で用いたタームに即していえば、「動員」よりも「統制」に比重の置かれた時期と評することもできる⁽²⁾。

この時期に同志社で起きた諸事件は同志社の歴史という文脈を離れても、これまで考えられてきた以上に重要な意味を持つ出来事なのではないか。いったん沿革史編纂という磁場を離れて、これらの諸事件をできるかぎり広い同時代の歴史的文脈の中に置き直してみることにより、その意味も鮮明になるのではないかと考えた。こうした仮説的な見通しのもとに本論考は構成される。

主に対象とするテキストは、『同志社百年史 通史編二』（学校法人同志社、

1979年、以下『通史編二』と略す) の下記の文章である。

- ㊦「第四部第四章 神棚事件と「国体明徴」論文事件」(執筆者：高道基)
- ㊧「第四部第五章 チャペル籠城事件」(執筆者：和田洋一)
- ㊨「第四部第六章 キリスト教主義の後退と湯浅総長の辞任」(執筆者：和田洋一)

これらのテキストは、『通史編二』の刊行に先立って発表された、次のような論考と重なるところが大きい。

- ㊩和田洋一「一九三七年夏の同志社チャペル籠城事件」同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会『キリスト教社会問題研究』(第8号、1964年3月)
- ㊪和田洋一「湯浅八郎一同志社の個性を守るためのたたかい」和田洋一編『同志社の思想家たち』(同志社大学生協出版部、1965年)
- ㊫高道基「同志社の抵抗—神棚事件からチャペル籠城事件まで」同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究Ⅱ』(みすず書房、1969年)

『戦時下抵抗の研究Ⅰ・Ⅱ』(みすず書房、1968年)は、思想の科学研究会編『共同研究転向』(1959年～1962年)と並んで戦時下の思想史を考える際に基本的な文献とされてきた研究書である。学術的に質の高い歴史研究をベースとして沿革史が編纂されたことは特筆に値する。

『戦時下抵抗の研究Ⅰ』において、「はじめに」と巻頭の「総論 抵抗の問題—戦時下のキリスト者・自由主義者の姿勢に関連して」を執筆したのは和田洋一である。和田洋一(1903～1993)は、戦前の同志社専門学校の大学「昇格」時に予科長だった和田琳熊の子どもでもあり、1930年に同志社大学文学部に就任、1938

年に雑誌『世界文化』の刊行に関与していたことを治安維持法違反に問われて検挙された際に「同志社に迷惑をかけて申しわけない」という思いから同志社を退職した経歴を持つ。⁽³⁾『戦時下抵抗の研究Ⅰ・Ⅱ』は、この和田を中心としたプロジェクトとみなすことができる。

1930年代半ばの諸事件について和田はその目撃者であり、当事者でもあった。さらに、和田が論文④において諸事件当時の総長であった湯浅八郎について論じた際に「現在彼は学校法人同志社の評議会議長をつとめている」というように、中心的な位置を占めた当事者も同志社にかかわり続けていた。この強い当事者性意識が、『通史編二』の叙述をいわば実存的な深みを感じさせるものとしている。

ただし、その強い当事者性ゆえに、かえって見えにくくなってしまっていることもあるのではないか…。たとえば『通史編二』には「一九三七年のときの草川靖中佐は、狂信的な国粋主義者であり扇動家でもあって…」(④1121頁)という記述が見られる。同志社の変質や解体を迫る圧力のただ中にいたものとしては、さしあたって草川というひとりの配属将校が「元凶」として感じられたとしても不思議ではない。ただし、同志社の変質や解体を迫る圧力は、より広範で、また強力な源泉に支えられていたのではないか…。

さらに、次のようなことも考えられる。

諸事件を通じて、配属将校、右翼団体、これと直接的・間接的に連携した教授、学生、校友らの働きにより、同志社の管理運営体制や教育方針が大きな変質を遂げたのは明らかである。しかし、つまるところ、何が攻撃の対象とされたのか、そして何が守られて、何が失われたのか…。この点に関する明確なイメージは、『通史編二』の記述からは浮かびあがってはこない。このある種の「もどかしさ」は、当事者においてもかなりの程度自覚されていたようである。1937年6月に同志社大学の学長候補となった大塚節治が湯浅総長に宛てた書簡では、今後の対応方針をめぐって次のような選択肢が示されている。

- 一、時勢に順応して国体明徴の下に当局の要求に速かに応じて学校教育行政に対する社会の疑惑を一掃する事
 - 二、或いは時流に抗し飽くまで思想の自由を擁護し、当局の求めに従わざる事
 - 三、或いは両者の中間を行き、ノラクラ主義で行く事
- 目下同志社のやり方は第三と存じ候。

『通史編二』における、この資料へのコメントは「彼〔大塚〕自身は内心は一を望ましいと思っていたと推察され、二は同志社をつぶすことであり、あまりにも非現実的であり、一にも二にも徹底できないでゴタゴタの連続をつづけている同志社のやり口（湯浅のやり口）に対する批判がここに出ているものと思われる」というものである。湯浅総長の側では、「ノラクラ主義」は「何ともカンにさわる言葉だったのではあるまいか」とも記している（㊦1132～1133頁）。

ここで大塚の提示した選択肢のうち、「二」をとるべきだったというのは、ないものねだりの願望ということになろう。学校という組織の存続は、それに連なるものの生活、さらには生存にかかわる問題でもあるからである。ただし、『戦時下の抵抗Ⅱ』座談会において和田洋一が「あのころは同志社はつぶされると思ってハラハラしている人がたくさんあって」と述べているように、この「つぶされる」という思いが、1930年代当時においても、戦後の歴史叙述においても思考の臨界点を形作ってしまっているようにも思われる。⁽⁴⁾

同志社が「つぶされる」ことがありうるとしたら、どのような形式においてありえたのか…。少なくとも、事後的なひとつの思考実験として考えてみる必要はあるのではないか。さらに、視点を日本列島に限定せずに、植民地を含む帝国日本全体に広げてみるならば、同志社が諸事件に直面する前段階、あるいは同時期に実際に「つぶされた」キリスト教系学校が少なからず存在したこととの関連をどのように考えるのか、という問題もある。大塚のいう「二」の選択肢、すなわ

ち「飽くまで思想の自由を擁護し、当局の求めに従わざる事」を「非現実的」としてあらかじめカッコに入れてしまう歴史叙述は、そうした苛酷な現実を「非現実」の領域に追いやってしまうことにならないだろうか…。

いうまでもなく、「現実」は一枚岩ではない。天気図に喩えるならば、観測する地点によって風圧も風向きも異なるうえに、時事刻々と状況が変化する。高気圧に覆われていたと思っていたら、にわかには雲行きが怪しくなることもある。風圧に抗して屹立する抵抗の重みも、その状況により異なってくるとみるべきだろう。この点は、『戦時下の抵抗Ⅱ』の座談会において「神社参拝に行つて、みんなが深々と頭を下げた時、その人が下げなかったら、それは抵抗といえますね」という発言に対して、和田洋一が「時期によりますね。大正時代だったら頭を下げなくても平気ですからね」と述べている通りである⁽⁵⁾。だとすれば、同志社における諸事件と、これをめぐる抵抗の意味を明確にするためにも、1930年代の「国体明徴」や「教学刷新」という圧力をめぐる、できるかぎり精緻な全体像を描き、その中に同志社の出来事を位置づけ直す必要があるろう。

以下、右のような観点から同志社の諸事件を1930年代の思想・学問・宗教統制の中に置き直してみるための仮説的見取り図ともいべきものを提示したうえで、個々の事件に即してさらに検討すべき課題を考え、今後の課題を発展的に考察していくための手がかりとなる若干の資料を提示することにした。

I 組織追及型攻撃から個人追及型攻撃への転換

表1は、1930年代の思想・学問・宗教統制をめぐる状況を把握するために作成した年表である。

Dの列に同志社の諸事件を置き、その左側のC列に帝国大学をめぐる著名な諸事件、右側のE列にキリスト教系私学（中等程度の学校を含む）をめぐる諸事件を配した。また、A列には当時の思想・学問・宗教統制をめぐる動向、B列には

特集「ミッション高等教育史の可能性」

表1 1930年代における思想・学問・宗教統制をめぐる動向

西暦	A. 思想・学問統制	B. 中央政界 (テロ、クーデター)	C. 帝国大学 〔「帝大肅正」の動向〕
1930		11.14 浜口雄幸首相が愛国社党员佐郷屋留雄により狙撃される。	
1931		10.17 橋本欣五郎中佐らクーデター計画により検挙される。【十月事件】	
1932	6.29 警視庁に特別高等警察部が設けられる。 8.23 文部省が国民精神文化研究所を設置。	5.15 犬養毅首相が青年将校により暗殺される。【五・一五事件】	
1933	4.11 内閣に思想対策協議会設置。		4.26 京都帝大法学部教授滝川幸辰、文官分限令に基づいて休職処分とされる。【京大滝川事件】
1934	6.1 文部省学生部が思想局に拡大改組される。思想局長伊東延吉。		
1935	8.3 第一次国体明徴声明。 10.15 第二次国体明徴声明。 10.29 文部省に教学刷新評議会設置。		2.7 衆議院予算委員会で江藤源九郎議員が美濃部達吉の天皇機関説を非難。【天皇機関説事件】
1936	2- 内務省警保局保安課・各府県特高課が宗教警察に関する事務を所管。 9.8 文部省が日本諸学振興委員会を設置。	2.26 斎藤実内大臣、高橋是清蔵相らが青年将校により暗殺される。【二・二六事件】	7.10 山田盛太郎・平野義太郎らが治安維持法違反で検挙される。【コムアカデミー事件】
1937	5.31 文部省編纂『国体の本義』刊行。 7.21 文部省の外局として教学局設置。		12.1 東京帝大経済学部教授矢内原忠雄が辞表を提出する。
1938	7.21 政府が宗教団体法案原案を発表。		2.1 東京帝大経済学部教授大内兵衛らが治安維持法違反で検挙される。【人民戦線事件】
1939			1.31 東京帝大経済学部教授河合栄治郎、文官分限令に基づいて休職処分とされる。【平賀肅学】
1940	12.24 大学教授に関する文部省訓令。		

第3部 戦時同志社史再考 — 帝国史の視点から —

D. 同志社	E. キリスト教系学校 (排撃運動)
	10.14 カトリック系の上智大学を排撃する新聞記事が一斉に出現。 【上智大学排撃運動】 → 教育方針の転換
	8.25 奄美大島でカトリック系大島高等女学校の廃校を求める町民大会の決議。【大島高等女学校排撃運動】 → 廃校
	2.26 台湾でイングランド長老教会系の台南長老教中学の内地人教員が連袂辞表。【台南長老教中学排撃運動】 → 台湾人中心から日本人中心へ管理運営体制の改革
4.24 湯浅八郎総長の就任式。 6.24 湯浅八郎総長、高等商業学校武道場における神棚問題をめぐって第16師団を訪問。【神棚問題】	4.18 台湾でカナダ長老教会系の淡水中学の撲滅を目指す集会が開催される。【淡水中学排撃運動】 → 台北州による接収
2.17 「国体明徴」論文事件	1.18 朝鮮で平安南道知事が神社不参拝を理由として崇実学校長マッキューンを罷免。【崇実学校等排撃運動】 → 廃校
3.3 「同志社教育綱領」を公表 3.16 「上申書」問題 7.5 チャペル籠城事件 12.31 湯浅八郎、総長を辞任	
2.14 大阪市中央公会堂における組合教会長西尾幸太郎の講演が不敬と攻撃される。	
10.28 御真影奉安殿の献堂式を挙行。	
11.27 常務理事会で寄附行為の改正について討議(1941年4月17日認可)。	9.2 基督教各派の有志懇談会、ミッションからの独立、日本的基督教の確立に関する申し合わせ。

政治家・官僚を標的としたテロやクーデターについて記した。

まず確認すべきことは、C列の帝国大学をめぐる諸事件と、E列のキリスト教系学校をめぐる諸事件が、相互に通底する側面をはらみながらも、事件の展開としては異なる相貌を見せていることである。

すなわち、C列においては、共産主義者、あるいは自由主義者とみなされた個人が広義の「処分」の対象とされている。蓑田胸喜らの右翼により「帝大粛正」というスローガンこそ掲げられていたものの、帝国大学を「つぶす」（あるいは帝国大学が「つぶされる）」という選択肢は現実的なものではなかったといえる。帝国大学は、大学の自治や学問の自由をめぐって国家によるコントロールを逸脱していく可能性を秘めながらも、それ自体として国家の基幹的な組織でもあった以上、これは当然ともいえるだろう。したがって、帝国大学への攻撃のあり方は、いわば「個人追及型」という様相を呈することになる。もちろん、個人を攻撃する中で、大学自治をめぐる管理運営体制や、特定の学説を奉じる自由が否定されることになるわけであり、それぞれの事件で直接の攻撃対象とされた個人を越えて問題は広く波及する。ここで「個人追及型」というのは、さしあたって攻撃の直接的な鋒先に着目しての性格付けである。ちなみに、B列に記した政府要人を対象とした暗殺事件も、「個人追及型」という性格を備えている。

他方、E列のキリスト教系私学については、学長や理事会長など組織を象徴する個人の攻撃と並行しながら、学校そのものの変質・解体を目指すような「組織追及型」の攻撃がなされたといえる。⁽⁶⁾しかも、上智大学の場合には、国体主義・反共主義を前面に打ち出した教育・研究方針を掲げるにことより存続することが可能になったものの、奄美大島の大島高等女学校、台湾の台南長老教中学・淡水中学、朝鮮の崇実学校等の場合には、従来の管理運営体制の大幅な変更から、さらに閉校までの措置がなされている。台湾・朝鮮の学校については「植民地の学校」という固有な状況が存在したのに加えて、これらの教育施設はキリスト教系私学であるがゆえに、攻撃する側から見て国家的有用性という観点からの位置づ

けは低く、組織そのものの廃絶を志向する力が強く働いた。そしてまた、実際に多くの学校が解体と呼ぶべき状況に追い込まれたといえる。

それでは、同志社の出来事は、どのように位置づけることができるのか。

大づかみにいえば、当初は「組織追及型」の攻撃であったものを「個人追及型」に置き換えていく傾向が存在したといえるのではないか。しかも、キリスト教主義、あるいはこれを基盤とした自由主義（リベラリズム）への攻撃であるものを、「共産主義者」への攻撃の問題として翻訳し直して置き換えていく傾向が、攻撃する側にも、攻撃される側にも存在したのではないか。たとえば、湯浅八郎は、1935年4月の総長就任式に際して、「自由にして敬虔なる学風の樹立」「自制自治」の重要性を説いた（㉞1096頁）。1937年12月、辞表を提出した湯浅による退任の弁では、同志社が「容共赤化の学園」であるという「誹謗中傷」がなされてきたけれども根拠のないものと考えて対応してきた、しかし、「同志社カラ共産主義者ノ嫌疑ヲ受ケルモノガ出タ」ということで「国賊的嫌疑」をかけられた以上は責任をとらざるをえない、と語られた（㉞1143頁）。

「共産主義者」を輩出したという「嫌疑」が湯浅の述べる通りいわば「濡れ衣」だったとして、それでは、キリスト教主義とリベラリズム、あるいは当時の新聞記事などに頻出する言葉を用いるならば、「新島精神」は守られたのだろうか…。それがあまりにも重たい意味を持つ問いであるためだろう、『通史編二』はこの点に関して明確な論及を避けていると評せざるをえない。当事者として、あるいは当事者に近い立場にある者として、「新島精神」が守られたと述べるならばその内実を「国体明徴」と両立可能なものとしておとしめることになるだろう。他方で、それを損なったと述べるならば当時の関係者の責任を問わざるをえないということにもなるだろう。こうしたジレンマを逃れるのは難しかったと考えられる。だが、「では、どうすべきだったのか…」という問いの少し手前で、そもそも何が起きたのか、同志社における出来事の特徴は何であったのかを明確化することが必要でもあり、可能でもあるのではないか。

同志社の特徴としてあらかじめ確認しておくべきことは、キリスト教系私学であると同時に、大学を組み込んでいたということである。卒業生の中から政財界の有力者を輩出してもいた。これらは、台湾や朝鮮のキリスト教系学校にはない特徴であり、組織としての「強さ」を物語るものともいえる。1935年という時点で帝国日本に存在したキリスト教系大学は上智、同志社、立教、関西学院のわずか4校に止まり、同志社はそのなかでもっとも規模の大きい学園であった。

これらの学園は、アカデミズムとキリスト教主義の接点となる領域を構成していた。アカデミズムには大学の自治と学問の自由という原理が存在していた。キリスト教主義については、教会の自治と信教の自由という原理が存在していた。同志社の組織的・思想的なバックボーンである組合教会は、キリスト教の諸教派の中でも自治の原理を重視する教派として知られる。もとより大学の自治と教会の自治では、近代的な公私区分論において後者は私的領域に属することがらと位置づけられたように、性格を異にするところがある。それでも、独自の組織構成原理を背景として、国家からの相対的な自律と自由を要求する中間団体としては共通した側面を持つともいえる。この国家からの相対的な自律と自由を保持しようとする原理をリベラリズムという言葉で把握するならば、湯浅八郎の総長就任時の演説にはリベラリズムの原理が豊かに息づいている。だからこそ、戦時動員体制の構築に向けて自治的空間を圧殺しようとする勢力の攻撃を受けたのではないだろうか。それがどのようにして特定の「容共的」個人を対象とした攻撃へとすり替わっていったのか。以下、個々の事件に即して検討しよう。

なお、以下の検討にあたって、同志社社史資料センターの所蔵するScrapbookに掲載された新聞記事を活用させていただく。このScrapbookは1930年代当時同志社の事務担当者が同志社関連の記事を網羅的に集めたものであり、以下にとりあげるような諸事件ばかりではなく、生徒募集にかかわる公告やスポーツ部の勝敗に関する記録、著名な校友の動向、あるいは広く宗教教育・キリスト教主義にかかわる記事も含む。このScrapbookがいかに作成されたのか、何を「同志社関連」

としてスクラップしているのかということについての詳細な検討は今後の課題とせざるをえないが、スクラップされた記事は同志社をめぐる「現実」をうかがうための重要な手がかりといえる。

新聞記事に着目するのは、一連のキリスト教系学校排撃運動において、新聞報道が単に実際に生じた事実を「伝える」に止まらず、しばしば「事件」を「作りだしていく」能動的な働きをしたからでもある。もちろん、「事件」を鎮静化しようとする報道が見られることもある。Scrapbookには『京都日日新聞』『京都日出新聞』『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』『中外日報』（以下、紙名から「新聞」を略す）などの記事がスクラップされているが、総じていえば、『京都日日』は軍や右翼団体の意向にしたがって事態を煽る論調が顕著である一方、『京都日出』は「円満解決」を志向する傾向が見られる。『大阪朝日』『大阪毎日』『中外日報』には明確なスタンスは見出しにくいが、同志社を攻撃する勢力に対する、婉曲な批判と解釈できる記事が含まれることもある。

II 『通史編二』の記述の再検討

1 「神棚事件」（1935年6月）

まず「神棚事件」の概要について、『通史編二』の記述をベースとしながら、新聞記事により若干の情報を補って年表風にまとめておくと以下のようなう。

6月1日、同志社高等商業学校の武道場で一部の剣道部員が、新島襄の肖像を掲げる予定の場所に神棚を学校当局に無断で掲げる。

6月3日、鷺尾健治高商校長の説諭により剣道部員が神棚を取り下げることになり同意。

6月5日、配属将校三浦国雄中佐が鷺尾校長に対して神棚を掲げることを求

める。同日、剣道部員の謝罪状提出により「解決」。

6月21日、『京都日日』が「同高商の武神撤去事件」という報道を行う。同日午前中、第16師団司令部で三浦中佐の報告を受けて対策会議。同志社側では同日午後2時に教育部会を開催、「形式的な神棚の設置を拒否する」意向を固める（『京都日出』6月22日付朝刊）。同日夜10時に第16師団師団司令部の主立った将校が再び会議。

6月22日、湯浅総長・鷺尾高商校長らが第16師団司令部を訪れて河村少将・中藪高級参謀・長参謀らと会見。この会見は「物分れ」となる。同日、第16師団司令部が陸軍省に意見書を発送。

6月23日、同志社で午前9時半から常務理事会、午前11時から定例理事会を開催、「硬軟両論」でなかなか意見がまとまらなかったが、午後5時にいたって「軍部の意向参酌」することに決定（『京都日出』6月24日付）。

6月24日、湯浅総長、大澤徳太郎理事らが再度第16師団司令部を訪れて河村少将、中藪参謀、長参謀らと会見、さらに渋谷司令官とも会見。「円満解決」という報道がなされる（『京都日日』6月25日付）。

（→排撃の火の手はいったんやむ。）

この通史編の記述について、次のような4点が着目される。

①新聞報道にみられる対立の構図は「キリスト教vs神道」であること。

一連の事件の発端に位置づくこの神棚事件において、上智大学や台南長老教中学の事件と同様に、当初の対立の構図は「キリスト教vs神道」であり、キリスト教主義が国体精神に反するというものである。『京都日日』では、「同高商の武神撤去事件／三浦配属将校も／断乎引揚の決意／愛国団体もこれに呼応して／渦紋愈よ拡大す」という見出しで「洛北のミッションスクール同志社高商内に巻き起つたキリスト教主義と神道との相剋」と報じている。この記事の中で三浦中佐は「敬神崇祖を根本義とする我国の国体精神に反することも甚だしい」とも語って

いる（6月21日付）。

この報道が学内でいったんは解決されたはずの問題を社会的な耳目を集める「事件」へと拡大することになる。しかし、同志社側が折れることにより、わずか3日でとりあえず事態は収束した。6月24日の軍との会見について報じた記事では、湯浅総長は「敬神崇祖の観念涵養とともに皇道精神の振作をはかり一方また日本に即したキリスト教の研究を進めていく方針である」と語っている（『大阪毎日』6月25日付）。

『通史編二』の記述では、事件の発端となる新聞報道はとりあげているものの、6月24日の会見、「円満解決」をめぐる湯浅総長の談話については言及していない。

②上智大学における「配属将校引揚げ」が前例として意識されていること。

『京都日出』の記事では、「東都上智大学対軍部の二の舞を演ずるのではないかとさへ憂へられてゐた同志社高商武道場神棚事件も「円満解決」の一途を辿る」と記している（『京都日出』6月25日付）。上智大学の事件をめぐって配属将校の引き揚げが実際に行われた「実績」が存在したために、「配属将校を引き揚げるぞ…」という脅しが大きな効果を持ったと考えられる。

『通史編二』の記述では、この点について「第二の「上智大学事件」と新聞が騒ぎ立てたのも、その前年に神社参拝拒否問題で上智大学の配属将校が引き上げ、これによって学校側が屈服したいきさつがあったからである」（①1101頁）。ここで上智大学事件を「前年」のことと記しているが、正しくは3年前の1932年のことである。『通史編二』が刊行された当時、上智大学の事件に関する研究が進んでいなかった事情もあるだろうが、上智大学の「二の舞」という事態が当時者において意識されていたにもかかわらず、両者の連関について『通史編二』で掘り下げて検討されているとはいえない。なお、Scrapbookで上智大学の事件に関する記事が収集されているかどうかを確認したが、1932年10月から1933年1月までの記事はまったくスクラップされていなかった。上智大学の事件に関する記事が

ないだけでなく、一切の記事がないことをに着目するならば、別のScrapbookに保存されている可能性もある。この点については、今後のさらなる調査を必要とする。

③同志社理事会の決定において財界人たる理事の意向が強く作用していたこと。

6月23日の同志社理事会において軍の意向に屈する決定が行われたことについては、財界人たる理事の意向が強かったのではないかと思われる。湯浅総長の人物像をとりあげた『大阪毎日』のコラムでは、「高商神棚事件」において湯浅総長が「学園の急を慮つて必要以上にペコペコ頭を下げたことは筆者などにはいささか不満といえは不満だが、学園の“権威”より“安全”のほうをとらうという利口な態度は同志社のオエラ方には容認された」と論じている（『大阪毎日』1935年11月3日付）。

ここで想定されている「オエラ方」とは、たとえば6月23日の理事会に出席して24日に師団司令部に赴いた大沢徳太郎などを指すものであろう。大沢徳太郎（1876～1942）は同志社卒、京都商工会議所会頭などを務め、貴族院議員にも名を連ねていた。

なお、『京都日出』の創業者である京都実業界の大物浜岡光哲（1853～1963）も同志社大学設立発起人に名を連ねるなど同志社とゆかりの深い人物だった。神棚事件当時、浜岡は高齢で一線を退いていたが、『京都日出』の論調が全体として「円満解決」を志向する性格が強いのは浜岡がらみのゆかりも作用していた可能性がある。

④軍の内部における意見対立が「円満解決」の要因を形成したこと。

神棚事件について着目すべきことは、同志社理事会で神棚を掲げる決定をした翌日には、さしあたって「円満解決」したことである。一連のキリスト教系私学排撃運動の流れの中で見たとき、これは特異なことといえる。

上智大学の事件の場合、事件の発端はカトリック信者たる学生の神社参拝拒否であったが、配属将校を引き揚げるかもしれないという陸軍省の意向に接して全校生徒の靖国神社参拝が9月19日に行われたのちに、実際に引き揚げが行われた。すなわち、発端となる出来事（一部学生による神社参拝の拒否）が「解決」されたのちも排撃の火の手はやむことなくむしろ拡大し、カトリックの信仰そのものを排撃する様相を呈した。台南長老教中学の場合も、発端は神社参拝問題であったにもかかわらず、実際に神社参拝が行われたのちに事態は拡大、主要な台湾人関係者の追放にいたった。

同志社の場合も、神棚事件を発端としながらも、高商以外は「御真影」を「拝戴」していないことなどを理由として、さらなる介入・干渉が行われる可能性がありえたはずである。⁽⁷⁾この点については、攻撃の主体である軍も一枚岩ではなく、その中にブレーキ役が存在した可能性が考えられる。

『京都日日』の報道によれば、6月21日に三浦中佐はまず第9聯隊に松本留守隊長を訪問。次いで第16師団司令部に河村少将を訪問、河村少将が渋谷留守司令官を訪れている（6月22日付夕刊）。同じ日の軍の会合について、『京都日出』の報道では「同志社高商校長の敬神の念のないのも甚だしいと極度に憤慨するものと学校精神と軍人精神との意見の一致しないのは或は当然かも知れないとの二派に分れ」意見はまとまらなかったと論じている（6月22日付夕刊）。この日の夜10時に「河村少将、中菌高級参謀、長参謀、吉田、四谷各少佐」が集まって「学校が最後まで新島精神を尊重して皇道精神の宣揚を計らざる場合は断固たる処置に出する他ない」という談話を発表してもいる（『京都日出』6月22日付）。

『通史編二』では配属将校の意向に問題を還元しようとする傾向が見られるが、軍としての組織的な意思決定を問題とすべきであろう。新聞記事に登場する人名を整理すると、次のようになる（なお、第16師団長蒲穆中将は事件当時「満洲出征」中で不在）。

第16師団司令部附一渋谷伊之彦中将（事件当時病氣療養中）、河村董中将、
四ッ谷巖中佐、吉田章雄中佐

第16師団参謀部一中蘭盛孝大佐、長勇少佐

第16師団歩兵第19旅団歩兵第9聯隊一松本兼六郎中佐、三浦国雄中佐

これらの人名の中で着目すべきは、長勇である。よく知られているように、長勇は1930年に橋本欣五郎とともに桜会を結成、1931年の青年将校によるクーデター未遂計画（十月事件）では全閣僚を暗殺する役割を担っていた。その後、1933年8月の異動で台湾に飛ばされて、台湾歩兵第一聯隊大隊長に就任した。筆者が別稿で論じたように、台南長老教中学排撃運動から淡水中学排撃運動にいたる「台湾ファッショ」の台頭において、右翼団体に指示を出していたのは長勇と思われる。長勇は1934年8月に京都第16師団に異動となったわけだが、「急進ファシズム運動」の牽引者ともいべき言動から考えて、この同志社の事件でも強硬な意見を述べたのではないかと推測される。

それでは、それを抑制する役割を果たしたのは誰か。同志社神棚事件が生じたのは、真崎甚三郎など陸軍皇道派を震源とする天皇機関説排撃運動のさなかだった。そのことを考えるならば、反皇道派系の軍人が抑制する側にまわった可能性がある。たとえば、歩兵第19旅団長松村正員少将が、反皇道派の領袖永田鉄山に近い人物であることが着目される。ただし、松村の名前は新聞記事には登場せず、どの程度、実際に事件にかかわっていたかは不詳である。個々の軍人というよりも、当時の陸軍省が岡田内閣とともに皇道派系軍人による攻撃の対象とされており、天皇機関説排撃運動に対して抑止的な対応をしていたことを考えるならば、陸軍省中央が同志社の事件についても鎮静化を志向していたとみるべきなのかもしれない。

なお、比較的穏健な軍人ばかりではなく、徳富蘇峰のような著名な同志社関係者が事態の鎮静化のために影響力を行使した可能性もある。蘇峰は、神棚事件か

ら間もない35年10月に開催された同志社創立60周年記念祭で講演し、「日本精神の体顕者」として新島襄について論じている（『大阪毎日』1935年10月11日付）。

2 「国体明徴論文掲載拒否事件」（1936年2月～5月）

「国体明徴論文掲載拒否事件」についても、『通史編二』の記述をベースとしながら、まずその概要をまとめておこう。

2月17日、法学部評議会が野村重臣「日本国民社会科学の建設と国体の事実」を『同志社論叢』に掲載することを否決。

3月31日、湯浅総長が、野村教授および古屋美貞教授を解職。

4月29日、同志社卒業生有志・洛北青年同盟本部が野村・古屋の解職を批判する「怪文書」を起草、野村・古屋と「林・田畑等マルキスト教授」との立合演説、湯浅総長の引責辞職を要求。

5月5日、大阪八月会のメンバーが同志社の「非国体的教育」を告発する「建白書」を文部省思想局長・内務省警保局長などに提出。

5月7日、湯浅総長が、林要教授に辞表提出を求める。

5月14日、江藤源九郎代議士が、衆議院予算委員会第二分科で同志社の問題を取りあげる。

5月15日、大阪八月会大橋治房、洛北青年同盟中川裕らが総長室を訪問して「退任要求決議文」を手交、「マルキスト教授（林要、田畑忍、具島健三郎）」および「国体明徴」論文掲載拒否の責任者（松山斌）」の解職を求める。

（→排撃の火の手はいったんやむ）

この出来事については、次の三点を指摘しておきたい。

- ①右翼的団体による攻撃の鋒先は「マルキスト教授」に向けられていること
- 一連の出来事において、解職された野村・古屋両教授と歩調をそろえて、洛北

青年同盟や大阪八月会を名乗る右翼的団体が攻撃の主体として立ちあらわれる。その攻撃の鋒先は、「マルキスト教授」であり、さらにその存在を許容している点で湯浅総長の責任を問うものとなっている。たとえば、洛北青年同盟の代表である中川裕も「同志社に学んだ一卒業生として」、湯浅総長を「プロマルキスト」として攻撃し、「教育の根本方針が非国民、非愛国的で校祖新島襄氏の意味に悖ること」を「罪状」として挙げている（中川裕『左翼教授ノ巢窟同志社ヲ暴露ス』批判社、1936年6月）。

こうした言論において「自由主義者」は「共産主義者」と並列して批判の対象とされることもあるが、キリスト教主義、あるいは「新島精神」には批判の鋒先は向けられない。むしろ「国体明徴」と「新島精神」は重なり合うものとして解釈する傾向がみられる。

②江藤源九郎代議士による攻撃の鋒先はキリスト教主義であり、大学自治であること。

右のように同志社内部ではマルクス主義者を対象とした攻撃という性格が強まる一方で、帝国議会衆議院における江藤源九郎代議士の言論は異色の性格を備えている。江藤は軍人出身の政治家であり、『真崎甚三郎日記』によれば真崎邸にもしばしば出入りし、蓑田胸喜らと会合を重ねていた。1934年末には真崎の紹介状を携えて台湾を訪問し、35年春の帝国議会で台湾における地方自治制の実施反対を説くと同時に、貴族院議員菊池武夫とともに天皇機関説排撃の端緒をつくった。⁽⁸⁾

『通史編二』では、「折からの特別議会で江藤源九郎代議士によって「同志社問題」が文部大臣に詰問される」と述べるに止まり、その発言内容についてとりあげていない。江藤がどのような人物であるかにも着目していない（㊦1111頁）。ただし、江藤の発言は天皇機関説事件との関連を考えるうえでも重要なものと考えられる。

江藤が同志社問題をとりあげたのは、1936年5月14日の衆議院予算委員第二分科である。この日の主要な議題は天皇機関説事件の対応策として打ち出された「教学刷新」に関する追加予算であり、『国体ノ本義』の編纂経費、大学・直轄学校に関する日本文化講義実施に要する経費、国民精神文化研究所拡充に関する経費などが組上に載せられた。

江藤代議士は、質問の冒頭において「東京帝国大学ハ従来四大節ニ式ヲ挙ゲテ居ナイト云フコトヲ聞イテ居ル」がどうということなのかと質問し、政府委員たる山本厚三文部政事務次官から「甚ダ遺憾」という答弁を引き出している。そのうえで、同志社が定款で「キリスト教ヲ以テ德育ノ基本トスル」としているのは「誤ツタ方針」であり、そのために「同大学ハ教育上芳シクナイ幾多ノ問題ヲ惹起シテ居ル」、「御真影」についても50年にもわたってこれを「奉戴」しなかったのは「洵ニ驚クベキ奇怪ナ事実」であり、「サウ云フ学校ハ日本ニハ必要ナイ」と自らの見解を述べたうえで、文部省として「将来厳格ニ監督」する意思があるかと尋ねる。これについても肯定的な回答を引き出したうえで、東京商科大学における「労働争議」のような学生の行動をやり玉にあげ、「国体ト相容レナイ思想ヲ有スル教授ヲ断乎トシテ処分サレル御決意ガアリマスカドウカ」と質問している⁽⁹⁾。この最後の問いについては、文部省の側の答弁はなされていない。

ここで江藤の質問の鋒先は、大学の自治やキリスト教主義という教育理念そのものに向けられている。もとより大学からのマルクス主義者の排除は当然の前提とみなしていたことであろうが、それに止まるべきではないことを主張しているわけである。

『京都日日』は江藤の質問を報じて「同志社大学など／存置の必要ありや」という見出しを掲げている（1936年5月15日付）。これらの記事は、同志社作成のScrapbookにもスクラップされている。湯浅総長らは、江藤の発言を脅威として受けとめていたことだろう。ただし、右翼的団体の動向に対しては林要教授に辞表提出を求めることで一定の対応を行う一方で、江藤の発言は特に対応せずにや

り過ぎそうとしたものと思われる。実際、さしあたってこの時点ではやり過ぎすことには成功した。江藤の側では、自らのパトロンともいべき真崎甚三郎が二・二六事件の責任をとらされて予備役とされていたために、軍の支援をえにくかったものと考えられる。帝国議会におけるその発言は、いわば「不発弾」のような形で残されたということが出来る。

このようにして共産主義者への攻撃については当該教授に辞表提出を求めるという形で対応しながら、キリスト教主義への攻撃はやり過ぎすことにより、同志社問題をめぐる対立軸は共産主義を中核とするものに移行していくことになる。

3 「上申書」事件（1937年2月～4月）・「チャペル籠城事件」（1937年7月～8月）

「上申書」事件と「チャペル籠城事件」については、次のようにまとめられる。「上申書」事件は1937年2月～4月から集中的に展開されているが、これをめぐる最終的な対応が明確になるのは同年7月から8月にかけての「チャペル籠城事件」のあとであり、いわば「上申書」事件が尾を引いているさなかに「チャペル籠城事件」が生じることになる。

大学予科配属将校草川靖中佐が同志社綱領第3条「同志社は基督教を以て徳育の基本となす」の改正を総長に迫る（日付不詳）。

2月25日、常務理事会で「同志社教育綱領」を承認。第一条では「敬神尊皇愛国愛人ヲ基調」とすること第二条では「教育ニ関スル勅語並詔書ヲ奉戴シ基督ニ拠ル信念ノカラ以テ誓詞ノ実践躬行ヲ期ス」と述べる。

3月16日、法学部教授瀬川次郎らが、田畑忍・具島健三郎・林信雄について「其思想傾向、同志社教育綱領に反す」という理由で免職を求める「上申書」を湯浅総長に提出。

3月26日、文部省思想局が調査に乗り出すとの新聞報道（『京都日出』3月

26日付)。

4月9日、小林正直理事が伊東延吉思想局長と面会、田畑、具島、林三教授による授業の停止を求められる(『資料編二』)。

4月10日、湯浅総長が、森京都憲兵隊長らと意見交換。

4月11日、湯浅総長が、上申組、被上申組、若松華瑤⁽¹⁰⁾との会見に臨む。

4月14日、憲兵司令官中島今朝吾による調停案の提示、「円満に解決」。

5月1日、憲法学担当田畑忍に対して内地留学が発令される。

7月5日、予科生300名あまりがチャペルに籠城、湯浅総長の退陣、四大節の儀式における祈祷・賛美歌の廃止、「誤れる国体観念を有する教授、学生の断固たる処分」を要求。背後に配属将校草川靖中佐の意向。

7月9日、臨時教授会の開催、主立った学生6名を論旨退学、11名を無期停学にすることを決定。

7月19日、大塚節治が大学長に就任、湯浅総長に「喧嘩両成敗」の必要を説く。

8月11日、常務理事会で、上申組からと同様に、被上申組からも2人の退職者(林信雄、具島健三郎)と1人の休職者(田畑忍)を出すという処分を決定。

『通史編二』の伝えるところによれば、一連の事態の発端は、配属将校草川靖中佐が「同志社は基督教を以て徳育の基本となす」という同志社綱領の文言を問題にしたことであった。このように記す具体的な典拠は不詳だが、その後に間をおかずして「同志社教育綱領」が制定されたことを考えても、大いにありうることだろう。なぜこのタイミングでということは不詳であるものの、客観的には、帝国議会における江藤源九郎の質問で俎上に載せられた問題が、あらためて配属将校を介してつきつけられたことになる。

湯浅総長らが新たな「同志社教育綱領」の制定を通じてこの要求をかわそうとしたところに生じたのが、「上申書」事件であった。同志社大学法学部の教授4名の連名で書かれた内容は、キリスト教主義ではなく、マルクス主義的立場の個人

を標的としたものであり、1936年の右翼的団体の働きかけの延長線上にある。現役の同志社教授として、「同志社綱領」や「新島精神」そのものをやり玉に挙げて批判するのは立場上も難しかったうえに、世論の支持を集めにくいという判断が働いていた可能性がある。

結果としては、1936年の出来事と同様に、マルクス主義的、あるいは容共的とされた個人が辞表提出を求められる一方、キリスト教主義に関しては「同志社教育綱領」のような表現により、その意味合いを変容させつつ存続させていこうとする対応がなされることになる。

マルクス主義とキリスト教という二つの焦点をもっていた攻撃において、この両者をつなぐロジックを示していたのが文部省思想局長伊東延吉である。伊藤は、同志社の理事小林正直と4月9日に面会した時に次のように語ったとされる。「国体明徴問題ハ一時的ノ流行ノ問題ト見做スガ如キモノニ非ズ」、「外国ノモノトトラハレル事ナク日本独特ノ色彩ヲ究探シテ之ニ反スルモノヲ排除スル要アリ」。文部省としては大学の人事に介入するのは望むところではないが、「大学当局ハ根本ノ国家ノ主義ニ反スル問題アレバ之ヲ検討シタル上絶対ニ問題ヲ起サヌ様ニセネバナラヌ義務アリ」。こうした方針に照らして、上申書において不相当とされた三教授については「当分授業セシメザル事」。また、上申書を記した「国体明徴派」教授については断じて解職させてはならない（『資料編二』1684～1685頁。なお、この資料は『通史編二』の本文では言及されていない）。

小林正直理事は同志社卒で三井物産常務、中立的な立場というよりも、上申書組と一心同体ともいえる立場であったという⁽¹¹⁾。小林の伝える伊藤延吉の発言において興味深いのは、「外国モノ」と「日本独特ノモノ」という区分である。このような区別をするならば、キリスト教主義であろうとマルクス主義であろうと「外国モノ」であり、「根本ノ国家ノ主義ニ反スル」性格をもつならば断固として「排除」すべきものということになる。すなわち、ここでキリスト教主義を攻撃の対象として明示してはいないものの、いつでもこれを排除できるロジック

を準備しているといえる。キリスト教主義を奉じる立場からすれば、「日本に即したキリスト教」、あるいは「日本的キリスト教」とされるものを標榜することに向けてさらに強い圧力をかけられたということになろう。

伊東延吉が田畑忍ら三教授による授業停止を提言していることも着目される。田畑忍に関しては、すでに天皇機関説事件当時から「憲法講義ヲ担任セシメザルコト」を要する人物として名前を挙げられていた。また、1935年8月10日には、田畑の憲法学説について鷲尾健治が文部省思想局からの事情聴取を受けていた。⁽¹²⁾ その点で、田畑による授業を停止せよという伊藤の発言は、明白に天皇機関説事件の延長線上にある。⁽¹³⁾ しかも、この時の伊藤の発言は、このような授業停止という「処分」が狭義の憲法学者を越えて無限定に拡大していく傾向を備えていたことを物語る。伊藤は、天皇機関説問題の善後策として策定された「教学刷新」政策の中枢に位置した人物であり、伊藤の関与は上申書事件が天皇機関説事件の延長線上に位置づけられることを物語る。

このように、天皇機関説事件から同志社をめぐる諸事件への流れは一連の出来事とみなすことができる。この連続性を象徴するのが、代議士江藤源九郎や文部省思想局長伊東延吉である。そこでは大学の自治を根幹とするアカデミズムの原理やキリスト教主義も攻撃の対象として組み込まれていたものの、次第に問題は「容共的」であるか否かということに置き換えられていく傾向を持った。そのことにより、「キリスト教主義が守られた」と評することも可能である。ただし、その場合に守られたはずのキリスト教主義はいかなる内実をもつものであったのか、ということは別に問われねばならない。

この点について、『戦時下抵抗の研究Ⅰ』で笠原芳光が日本基督教団の成立にかかわって述べた次のような指摘が、あらためて参照されるべきであろう。「いわゆる「護教」とは宗教の名目がまもられれば、実質もまたそこに含まれているという錯覚のことではないだろうか。教団成立によって、たしかにキリスト教は護られ、団結し、あるいは発展しさえしたかもしれない。しかしそれはイエスを

喪失した形骸と疑似のキリスト教に過ぎなかったのである⁽¹⁴⁾」。

1937年夏に上申書組と被上申書組それぞれから退職者と休職者を出したのち、11月8日には『世界文化』同人だった予科教授新村猛、真下信一が治安維持法違反の疑いで検挙される事件が生じた。11月22日には常務理事会で新村・真下の辞表を受理、湯浅総長自身もこれを契機に辞意を表明、12月22日に常務理事会で湯浅の辞表が受理された。

今回の論考では詳細な分析はできないものの、同志社の諸事件をめぐる新聞記事は1937年に顕著に増加、大日本生産党など既成の右翼団体が前面に立ちあらわれる状況において、それまでは存在した微妙なブレーキを取りはらったように、同志社を攻撃する記事が膨大に産出されることになる。

Ⅲ 今後の課題に取り組むための手がかり

最後に、1938年以降のことをいかに考えるべきかという問題にかかわって、『通史編二』では用いられていない若干の資料を提示して、この論考を終えることにしたい。キリスト教排撃という風潮が顕著になるのは、1938年以降のことである。まずこれに関連して次のような『大阪時事新報』1938年2月13日付夕刊の記事が着目される。

同志社校友の一石／関学立教へ飛火／全国同種学校へも波及か／事変下の教育界へ大渦紋／基督主義教育へ猛烈な改革運動

同志社大学に“教育勅語に還れ”と悲壮にも校友が投げた本紙特報の一石は、俄然同系の関西学院、立教大学の卒業生、在校生をもついに蹶起さすに至り、三大学に止らず日本に存在するすべてのミッション・スクールの教育方針根本改革の叫びがあがり、大きな渦紋を画いている。即ち、さる一月二十日同

同志社大学校友会理事大阪同志社倶楽部員伊坪伊那太郎氏が校友有志とともに同志社大学教育方針根本改革の爆弾的声明書は学校当局は勿論、全国のキリスト教信徒に異常なショックを与え、激励電報、手紙、改革運動参加の通知など連日殺到し、一方、同大学在校生をもって組織する勢力団体国防研究会員約三百名は無条件で参加を申出たのみか、関西学院大学同窓生有志が合流を希望し、立教大学卒業生また母校当局に働きかけんとするなど合同運動化されて来たので、紀元の佳節十一日夜七時から大阪北区浪花町二四の伊坪伊那太郎氏方で同志社、関西学院両大学校友代表者が会見を行って種々協議を遂げた結果、目的達成のため“基督教教育改革期成会”を組織することに一決、前記声明書に対する各方面からの質疑に答えるため“我國民教育上何故キリスト教を以て徳育の基本とすという規定を抛棄せしめねばならぬか”の理由書を発表すると共に、上は大学、下は中学校女学校小学校幼稚園に至るまで無数にあるこれら同一教育方針のミッション・スクールの根本改革に乗出すこととなった。

なお右の旨政府当局に陳情することになり、代表者伊坪氏は来る二十日夜上京するがこの改革運動の烽火に狼狽した日本基督教組合教会派で来る十四日夜中之島中央公会堂でこれが弁明的講演会を國民精神総動員の名の下に行うことになっているが、同夜は相当紛糾を来すのではないかと注目されている。

記事の最後に登場する中之島中央公会堂の講演会で、同志社の次期総長候補でもあった組合教会長西尾幸太郎は、その発言に「不敬」な部分があったということで、大阪憲兵隊の取り調べを受たることになった。特高資料によれば、明治天皇御製の「罪あらば我を咎めよ」という章句を「罪あらば我を殺せよ」と読み違えたというものであった。⁽¹⁵⁾

これらの事実の真偽はとにかくとして、右の記事が着目に値するのは、同志社をめぐる出来事が立教大学、関西学院大学へと飛び火する傾向を見出すことで

るからである⁽¹⁶⁾。というよりも、一部の校友会員による針小な動きを棒大に報じて、意図的に飛び火させようとする傾向を見出すことができる。

同志社で国体明徴論文拒否事件が一段落したすぐあと、1936年6月には立教大学の木村重治学長のチャペルにおいて教育勅語奉読の仕方が「不敬」であるとして告発する者が現れた。同志社の出来事と、立教の出来事との間の直接的な因果関係のようなものは見出せないものの、同時期の出来事として着目に値する。しかし、木村が学長を辞任したこともあって、立教の出来事はそれ以上には発展しなかったようである。換言するならば、1935年から37年にかけて、プロテスタント系の三大学の中でも、とりわけ同志社に攻撃が集まったともいえる。それはなぜなのか。また、1938年初頭という段階になって同志社から立教へ、関西学院へと事態を飛び火させようとする力が働いたのはなぜなのか。

さしあたって仮説的な見通しを述べておくならば、次のように考えられる。

同志社の場合はアメリカン・ボードの宣教師が教授陣として参加していたものの、管理運営体制の実権は日本人が握っていた。これに対して、立教の場合は米国聖公会系の宣教師、関西学院の場合は米国南メソジスト監督教会系の宣教師が学校の管理運営体制の中枢に位置した。そのために、攻撃する側としても宣教師の反応や、米国との関係を考慮せざるをえなかったのではないか…。よく知られているように、1933年の国際連盟脱退以降も日本政府の重臣層は対米英との協調的な関係を維持・再構築することに腐心しており、軍の内部にも宇垣一成のように米英協調派の軍人が存在した。しかし、1937年に宇垣内閣が流産し、さらに日中全面戦争の勃発により米英との関係も修復困難となる状況において、ブレーキが取りはられようとしたのではないか…。

このように考えるのは、米国国務省の側の資料から、キリスト教系学校への対応が米国政府の関心を集めていたことを確認できるからである。すなわち、国際問題化する可能性が潜在的には存在していたと考えられる。たとえば、米国北長老派の宣教師として明治学院に奉職していたラマート (Willis Lammot)

は、「日本におけるキリスト教と国家をめぐる問題についての観察—キリスト教教育をめぐる問題に着目して」Some Observations Concerning the Problem of Christianity and the State in Japan with Special Reference to the Problems of Christian Educationと題する文書を1936年夏に起草、この文書は国際宣教協議会の幹事を介して、米国国務省極東局長ホーンベック (S.K. Hornbeck) や、英国外務省外務次官克蘭ボーン伯爵 (Viscount Cranborne) にも送付された。⁽¹⁷⁾

ラマートは、多くのキリスト教系学校で「非キリスト教徒の同窓会や保護者たちからなる組織」が「国体明徴」を要求し、時には職業的暴力団のような「愛国者」により扇動されていると指摘している。そのうえで、英語圏の読者に向けて、教育勅語、神社、御真影など天皇崇拜の基本的な装置について説明しながら、「キリスト教の基本的概念の多くは、今日の日本のナショナリスティックな思想潮流とはまったく対立的である」ことに問題の根源を見出している。さらにラマートは「追伸」として、帝国議会における同志社への攻撃について言及して次のように記している。

当局もキリスト教徒も、最近開会された帝国議会の委員会で反キリスト教感情が再び噴出するのを恐れている。最近の委員会では、職業的「愛国者」professional“patriots”〔江藤源九郎らを指すものであろう—注〕がこの国のキリスト教系学校、とりわけ同志社大学を公然と攻撃した。それ以来、同志社総長として寄付金の募集に従事していた湯浅博士は、言語的にも物理的にも、もっとも卑劣なタイプの攻撃attacksにさらされてきた。ある議員は、多くのキリスト教系学校で目的をキリスト教主義の原理に基づいた教育であると規定していることを知って、「キリスト教主義に基づく教育が目的であると謳っている学校が日本に存在することを許されているのだろうか？」と叫んだ。多くのキリスト教系学校がこれらの議員を怒らせる言葉のあとに、「教育勅語の旨趣に即して」といったお墨付きの言葉を挿入するように

改定しつつある。その中には、忠誠心を証明しようとする試みが、もっとも馬鹿げた、そしてむかつくような言葉使いに終わったという例もある。

ここで反キリスト教感情の噴出を恐れる主体として、日本政府当局も挙げていることが着目される。政府・文部省も「国体明徴」への圧力をかける主体であったわけだが、同時に軍や右翼団体を主な担い手とする反キリスト教運動は政府・文部省の思惑を越えた展開を見せる可能性をはらんでいたということだろう。米
国国務省の側ではラマートの報告に接してもこれといった行動をおこしたわけではなかったものの、こうした情報が外国政府機関に伝わっていた事実そのものが着目される。

もうひとつの米国側の資料として、大阪駐在米国領事マキンソン（George A. Makinson）が1938年3月17日に起草した文書を挙げておきたい。「日本におけるリベラルなキリスト教主義への懐疑」Liberal Christianity Suspect in Japanと題するこの文書も、駐日大使グルー（Joseph C. Grew）を介して米
国国務省に送付されている⁽¹⁸⁾。

この報告は「アジアにおける日本の攻撃的な膨張主義は西欧諸国の厳しい批判を呼んでいる」という書き出しで始まり、「日本のナショナリズムは西洋のリベラリズムとは両立しない」と述べて、日本では天皇は神聖であり、人びとは国家Stateに尽くすために存在するとされるのに対して、西洋の思想は国家への忠誠よりも重要な忠誠が存在すること、力mightはかならずしも正義rightではないことを教える、そのためにリベラリズムが根絶やしにされようとしている、と論じている。

そのうえで、わずかにリベラルな思想が支配的な位置を占めている空間としてキリスト教会とキリスト教系教育機関があるとして、同志社をめぐる諸事件に詳細に言及している。すなわち1935年の神棚事件から、1937年に同志社のスタッフが共産主義者として逮捕されたことを契機として湯浅総長が辞任を迫られた経緯

や、西尾幸太郎の「不敬」発言をめぐる動向について記したうえで、問題の本質はキリスト教と国家の関係にあり、今のところ明確なキリスト教弾圧こそ行われてはいないものの、中国戦線の戦況次第によっては日本人キリスト教徒と外国人宣教師がさらに激しい公的な圧迫にさらされることが予想されると結んでいる。

さしあたって日本の膨張主義の背後に生じている事態についての情報提供という趣のものであり、国務省になんらかの行動を促しているわけではない。また、ここで「西洋」と「日本」を機械的に対比させて、リベラリズムは「西洋」のもののみならず認識枠組みには米国人としての立場が刻み込まれている。ただし、同志社をめぐる出来事が外交的なルートを通じて国務省に報告されていたことは着目に値するうえに、リベラリズムを正義という観点から国家を相対化する原理として把握したうえで、リベラリズムへの攻撃を一連の事態の深層の問題として把握している点は鋭い観察を示している。

湯浅八郎が辞職することになったのと同じ1937年12月、東京帝大では矢内原忠雄が辞職を迫られた。矢内原が東京帝大を追われる要因になった文章のひとつ「国家の理想」（『中央公論』1937年9月号）では、「正義は国家の製造したる原理ではなく、反対に正義が国家をして存在せしむる原理である。国家が正義を指定するのではなく、正義が国家を指導すべきである」として、さらにイザヤの預言の解釈として「国家たるの理想より離反する政策はたとひ一時的な外観的の挙国一致を醸出することに成功しても、年を経ずして砂上の楼閣の如くに崩壊することを警告し、以てその祖国を来るべき滅亡より救はんと努力した」と論じている⁽¹⁹⁾。こうした矢内原の論は、大阪駐在米領事が解釈していたのと相似した意味でのリベラリズムを体現したものであり、この時期の思想・学問・宗教統制においてリベラリズムが中核的なイシューだったことを示している。

同志社関係者の場合、矢内原とは異なり、右のような言論活動を展開したならば、自分とその家族ばかりではなく、同志社という組織そのもの、ひいては組合教会を巻き添えにしてしまうのではないかという懸念から自由ではありえなかつ

たとえられる。このような相違の切実さを十分にふまえながら、同志社で生じた諸事件を「リベラリズムの変質と解体」という観点を軸として再検討する作業が求められている。その際、本論考では果たすことができなかったものの、同志社、立教、関西学院にかかわる米国人宣教師が反キリスト教、反リベラリズムの風潮をどのように認識・評価し、どのように米国の本部に報告していたかということの検討も不可欠の作業となるであろう。さらに、同志社に先立って排撃の対象とされた台南長老教中学や淡水中学からも同志社に多くの留学生が来ていた。そのことを想起するならば、台湾や朝鮮からの留学生にとって同志社の変質がいかなる意味を持っていたのかということの検討も重要な意味を持つであろう。⁽²⁰⁾

注

- (1) 丸山真男『増補版現代政治の思想と行動』（未来社、1964年）32頁。
- (2) 駒込武・川村肇・奈須恵子『戦時下学問の統制と動員』（東京大学出版会、2011年）。
- (3) 「座談会戦時下抵抗をめぐって」同志社大学人文科学研究所編『戦時下抵抗の研究Ⅱ』（みすず書房、1969年）474頁。
- (4) 同前、474頁。
- (5) 同前、445頁。
- (6) ここに挙げたキリスト教系私学にかかわる排撃運動について、たとえば以下のような研究がある。上智大学については久保義三『新版昭和 교육史』（東信堂、2006年）、大島高等女学校に関しては須崎慎一『日本ファシズムとその時代—天皇制・軍部・戦争・民衆』（大月書店、1998年）や平山久美子「昭和前期・鹿児島のカトリック高等女学校圧迫問題の研究（1）—大島高等女学校の廃校問題と聖名高等女学校の設立」（『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第23号、1993年）など平山による一連の詳細で緻密な研究、台南長老教中学・淡水中学については拙稿「一九三〇年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動」『岩波講座近代日本の文化史7』（岩波書店、2002年）、崇実学校等に関しては李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代—ミッションスクールの生成と植民地下の葛藤』（社会評論社、2005年）、拙稿「朝鮮における神社参拝問題と日米関係」（『岩波講座アジア太平洋戦争4』岩波書店、2006年）など。このうち須崎の研究において、上智大学の出来事と大島高等女学校をめぐる出

来事をつなぐ視点が示されているものの、台湾や朝鮮のキリスト教系私学をめぐる問題は視野に入っていない。しかし、これらの出来事は相互に孤立したものではなく、連鎖反応的な性格を備えていたと考えられる。この点については、拙著『世界史のなかの台湾植民地支配—台南長老教中学校からの視座』（岩波書店、2014年刊行予定）で詳細に論じる予定である。本論考は、こうした論者自身の研究の流れからするならば、一連のキリスト教系学校排撃運動の中に同志社をめぐる諸事件をいかに位置づけるのかという課題意識に基づいて構成されている。

- (7) 籠谷次郎の研究が明らかにしているように、同志社高商は校舎の岩倉移転に際して1929年4月に「御真影拝戴」、1934年の天長節にこの「御真影」を今出川「奉遷」して五校（大学・専門学校・女子専門学校・中学・高等女学部）で連合で「拝戴」した。1935年12月になって高商以外の五校が連合で「拝戴」することになり、「奉遷」がとりやめられた（籠谷次郎「同志社における学校儀式の展開（1880年代～1945）」同志社大学人文科学研究所編、土肥昭夫・田中真人編著『近代天皇制とキリスト教』人文書院、1996年）。
- (8) 台湾にかかわる江藤源九郎の動向については、前掲拙稿「一九三〇年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動」を参照。
- (9) 「第六十九回帝国議会衆議院予算委員第二分科（内務省及文部省所管）会議録（速記）第二回」1936年5月14日。
- (10) 若松華瑤という人物について詳細は不詳だが、佐野眞一『阿片王 満洲の夜と霧』（新潮社、2005年）によれば京都大原に広大な居宅を構えていたこと、「満洲国」における阿片密売にかかわっていたこと、東条英機内閣の時期に登場の私設秘書として新聞社対策などをしていたことが指摘されている。
- (11) 林信雄『同志社紛争史の一齣—いはゆる同志社事件の全貌』（宮崎書店、1938年）77頁。
- (12) 文部省思想局「各大学に於ける憲法学説調査に関する文書」（米国議会図書館所蔵、荻野富士夫編『文部省思想統制関係資料集成』2007年、不二出版所収）。なお、「憲法講義ヲ担任セシメザルコト」として掲げられたのは次の通り。「中島重（関西学院大）、田畑忍（同志社大）、森口繁治（学校関係ナシ）、野村淳治（早大、明大）、宮沢俊義（東大）、浅井清（慶大）、中野登美雄（早大）、副島義一（学校関係ナシ）」。
- (13) なお、田畑は、こののち国民精神文化研究所に内地研究員として派遣された。ただし、『国民精神文化研究所要覧』（1942年8月）などに中等学校「研究員」の名簿が記されているのに対して、大学教員の「研究員」という枠は存在せず、田畑の名前も登場しない。これは「研究員」というのが名ばかりのものだったことに由来するものと考えられる。同志社大学総長湯浅八郎発国民精神文化研究所所長関屋龍吉宛「内地研究員派遣ニ付御願ノ件」（1937年5月21日、『同志社大学公文書綴昭和十二年度』同志社社史資料センター所蔵）によれば、内容的には「便宜供与」を求めているのみ。東京帝国大学附属図書館および帝国図書館への「便宜供与」を求めた文書と一連の

ものとして理解できる。また、田畑自身、「ある日行きまして、私が来るようになっていそうだけれども、来ません、ということをはっきり宣言して帰って来たんです。ただし、本をあまり持っていないから、読みたい本があったら借りに来るかもしれませんが、そのときはよろしく、と言って帰って来たんです」と回想している（『戦時下の同志社と私—田畑忍先生に聞く（一）』『同志社法学』31巻1号、1979年）。

- (14) 笠原芳光「日本基督教団成立の問題」前掲『戦時下抵抗の研究Ⅰ』150頁。なお、笠原は『戦時下抵抗の研究Ⅱ』の座談会では「極端に言えば、牧師がぶちこまれ教会が破壊されてこそキリスト教が甦るってことがあると思うんですがね。そういう風には考えない。そこが問題ですね」と語っている（『戦時下抵抗の研究Ⅱ』479頁）。
- (15) 同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究会編『特高資料による戦時下のキリスト教運動1』（新教出版社、1972年）94頁。
- (16) 同志社、立教学院、関西学院、上智学院の戦時下における目的規定の変更について比較検討した貴重な研究として、大島宏「『基督教主義ニヨル教育』から『皇国ノ道ニヨル教育』へ—寄附行為にみる学院の目的の変更—」老川慶喜・前田一男編著『ミッション・スクールと戦争—立教学院のディレンマ』（東信堂、2008年）がある。
- (17) Lammot to Scott, Dec. 29, 1936, Presbyterian Historical Society, 140-12-16. Religious situation in Japan, 1937/5/3, FO371/21043, F2737/1845/23, The National Archives, London. A.H.Warnshuis to S.K.Hornbeck, Observations concerning the problem of Christianity and the state in Japan, 1937/3/11, State Department Central Decimal Files, 394.1163/6, The National Archives at College Park, College Park, Maryland. 本資料については、拙稿「『御真影奉戴』をめぐるキリスト教系学校の動向—天皇神格化とキリスト教主義のはざま—」富坂キリスト教センター編『十五年戦争期の天皇制とキリスト教』（新教出版社、2007年4月）でも論じたことがある。
- (18) George A. Makinson to Joseph C. Grew, Mar. 17, 1938, State Department Central Decimal Files, 894.00/763, The National Archives at College Park.
- (19) 矢内原忠雄『キリスト者の信仰Ⅳ 国家の理想—戦時評論集』（岩波書店、1982年）365頁、379頁。
- (20) 台南長老教中学・淡水中学から同志社への留学生について、阪口直樹『戦前同志社の台湾留学生—キリスト教国際主義の源流をたどる』（白帝社、2002年）を参照。